改正後

（労働金庫電子決済等代行業に該当しない行為）

第八十二条の二　［略］

2　法第八十九条の五第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為（労働金庫電子決済等代行業者（第八十二条の四第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいう。第一号において同じ。）の行為に限る。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　当該労働金庫電子決済等代行業者及び金庫の双方が法第八十九条の六第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに労働金庫電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの

二　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの

三　第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの

四　その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

（労働金庫電子決済等代行業に該当しない行為）

第八十二条の二　［同上］

［項を加える。］

附　則

（施行期日）

1　この命令は、公布の日から施行する。

（この命令の失効）

2　この命令は、令和二年九月三十日限り、その効力を失う。

○内閣府令・農林水産省令第八号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）及び関係法律の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年五月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　江藤　拓

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後

（特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為）

第五十七条の三十一の十八　［略］

2　法第九十二条の五の二第二項の主務省令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為（特定信用事業電子決済等代行業者（第五十七条の三十一の二十第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいう。第一号において同じ。）の行為に限る。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　当該特定信用事業電子決済等代行業者及び組合の双方が法第九十二条の五の三第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの

二　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの

改正前

（特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為）

第五十七条の三十一の十八　［同上］

［項を加える。］